

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績及び 取組状況について

- 第 2 回環境配慮契約法基本方針検討会提出資料【一部更新】 -

国及び独立行政法人等について、各機関が環境配慮契約法第 8 条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。基本方針に定められた 6 つの契約類型別の契約締結実績の推移及び取組状況等は、以下のとおりである。

1. 電気の供給を受ける契約

国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約件数及び予定使用電力量

平成 27 年度における国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結実績は、表 1 のとおりである。締結件数では 71.2%、予定使用電力量では 74.2%が環境配慮契約（裾切り方式による入札。環境配慮契約実施不可能²分を除く）であった。

また、電気の供給を受ける契約及び環境配慮契約の実績の推移は、図 1 のとおりである。平成 27 年度において契約された予定使用電力量（環境配慮契約実施不可能分を除く）は 7,537 百万 kWh、そのうち 5,596 百万 kWh が環境配慮契約であり、平成 27 年度の環境配慮契約の実施割合は 74.2%となり、平成 26 年度に比べ 11 ポイントの大幅な増加となった。

なお、平成 25 年度実績調査から調査対象等を変更しており、平成 24 年度以前の実績調査とは直接比較ができない³。

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成 20 年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成 19 年 11 月 22 日施行のため、平成 19 年度の実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成 20 年度の電気の供給を受ける契約については 19 年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

² 「電力供給事業者が 3 者に満たない」場合を環境配慮契約の実施が不可能としている。なお、50kW 未満（低圧区分）の契約、賃貸ビル等への入居であり直接契約をしていない場合は調査の対象外としている。

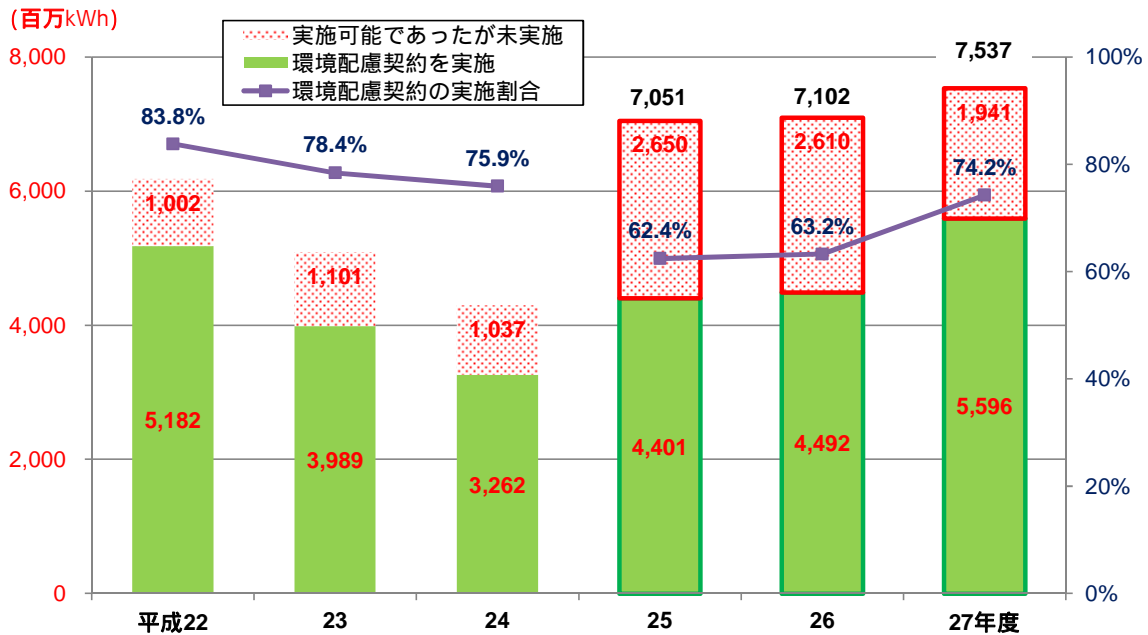
³ 平成 25 年度以降の契約締結実績は予定使用電力量であるが、平成 24 年度以前は総使用電力量であること、併せて調査内容を変更したことに留意が必要である。

表1 平成27年度における電気の供給を受ける契約の締結実績（契約件数・予定使用電力量）

		総数（合計） 入札（裾切り 方式）によらな い場合を含む	環境配慮契約 （裾切り方 式）を実施し た件数・予定 使用電力量	環境配慮契約 を実施可能で あったが未実 施の件数・予 定使用電力量	環境配慮契約 の実施が不可 能であった件 数・予定使用 電力量	環境配慮契約 の割合（実施 不可能分を除 く）
契約件数 （件）	国の機関	2,253	1,745	269	239	86.6%
	独立行政法人等	1,526	526	648	352	44.8%
	合計	3,779	2,271	917	591	71.2%
予定使用 電力量 （百万kWh）	国の機関	2,685	2,353	161	172	93.6%
	独立行政法人等	6,871	3,243	1,780	1,848	64.6%
	合計	9,556	5,596	1,941	2,019	74.2%

注1：「環境配慮契約の実施が不可能」は、電力供給事業者が3者に満たない（沖縄電力供給区域を含む）が該当

注2：予定使用電力量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある



注1：平成25年度から調査票を変更している

注2：沖縄電力供給区域は除く

図1 電気の供給を受ける契約の締結実績の推移（環境配慮契約実施不可能分を除く）

（2）環境配慮契約の未実施の理由

「電力供給事業者が3者に満たない」以外の環境配慮契約の未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

- 特別な契約等により、安価な契約が可能（大学、研究施設など）
- 業者指定による長期継続契約のため（大学、病院など）
- 電気の安定供給を懸念したため
- 新電力の応札がない／見込めないため（負荷率の高い施設など）

(3) 二酸化炭素排出係数

環境配慮契約の実施又は未実施により、国及び独立行政法人等が契約した電気事業者の二酸化炭素排出係数と予定使用電力量から平均排出係数⁴を算定した(表2参照)。なお、現段階において公表されている排出係数は、平成26年度における算定省令⁵及び報告命令⁶に基づく排出係数であることから、平成27年度における国及び独立行政法人等の契約締結実績(予定使用電力量)及び平成26年度における各電気事業者の調整後排出係数から算定している。

環境配慮契約を実施した場合と未実施の場合を比較すると、すべての供給区域において、環境配慮契約を実施した場合の平均排出係数が低い値となっている(表2参照)。

全国(沖縄電力供給区域を除く)の平均排出係数は、環境配慮契約を実施した場合が0.490kg-CO₂/kWhであるのに対し、環境配慮契約を実施しなかった場合が0.561kg-CO₂/kWhとなっており、環境配慮契約(裾切り方式)の実施が、より排出係数の低い電気事業者との契約締結につながっているものと評価できる。

表2 環境配慮契約の実施/未実施による供給区域別の平均排出係数

供給区域	北海道電力供給区域	東北電力供給区域	東京電力供給区域	中部電力供給区域	北陸電力供給区域	関西電力供給区域	中国電力供給区域	四国電力供給区域	九州電力供給区域	全国
環境配慮契約を実施	0.590	0.529	0.464	0.466	0.632	0.469	0.581	0.595	0.500	0.490
環境配慮契約を未実施	0.683	0.566	0.493	0.494	0.640	0.510	0.708	0.642	0.582	0.561

注1:「環境配慮契約を実施」は、裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合

注2:「環境配慮契約を未実施」は、最低価格落札方式による一般競争入札又は随意契約を実施し、環境配慮契約は実施していない場合

注3:排出係数の単位はkg-CO₂/kWh(平成26年度調整後排出係数により算定)

2. 自動車の購入等に係る契約

国及び独立行政法人等における自動車の購入等に係る契約の契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約(総合評価落札方式)による購入台数の推移は、表3及び図2のとおりである。

総購入台数に占める環境配慮契約の実施の割合は、平成20年度は27.1%と低い状況⁷であったが、平成21年度以降は、21年度85.7%、22年度89.1%、23年度84.3%、

⁴ 契約した電気事業者の排出係数と予定使用電力量から算定した加重平均の排出係数

⁵ 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令

⁶ 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

⁷ 平成20年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、

24 年度 78.4%、25 年度 84.0%、平成 26 年度 90.1%と毎年度 8 割程度ないし 8 割を上回る契約締結実績となっており、平成 27 年度は、26 年度に引き続き 90%超の 91.3%とこれまでで最も高い割合となった。自動車の購入に係る契約においては、総合評価落札方式による環境配慮契約が広く採用され、また定着しており、その取組状況は一定の評価ができるものと考えられる。

表3 自動車の購入に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成20	21	22	23	24	25	26	27年度
国の機関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台	1,043台	1,893台	2,211台	1,857台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台	860台	1,668台	2,043台	1,754台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%	82.5%	88.1%	92.4%	94.5%
独立行政法人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台	502台	371台	283台	310台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台	352台	234台	205台	225台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%	70.1%	63.1%	72.4%	72.6%
合計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台	1,545台	2,264台	2,494台	2,167台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台	1,212台	1,902台	2,248台	1,979台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%	78.4%	84.0%	90.1%	91.3%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

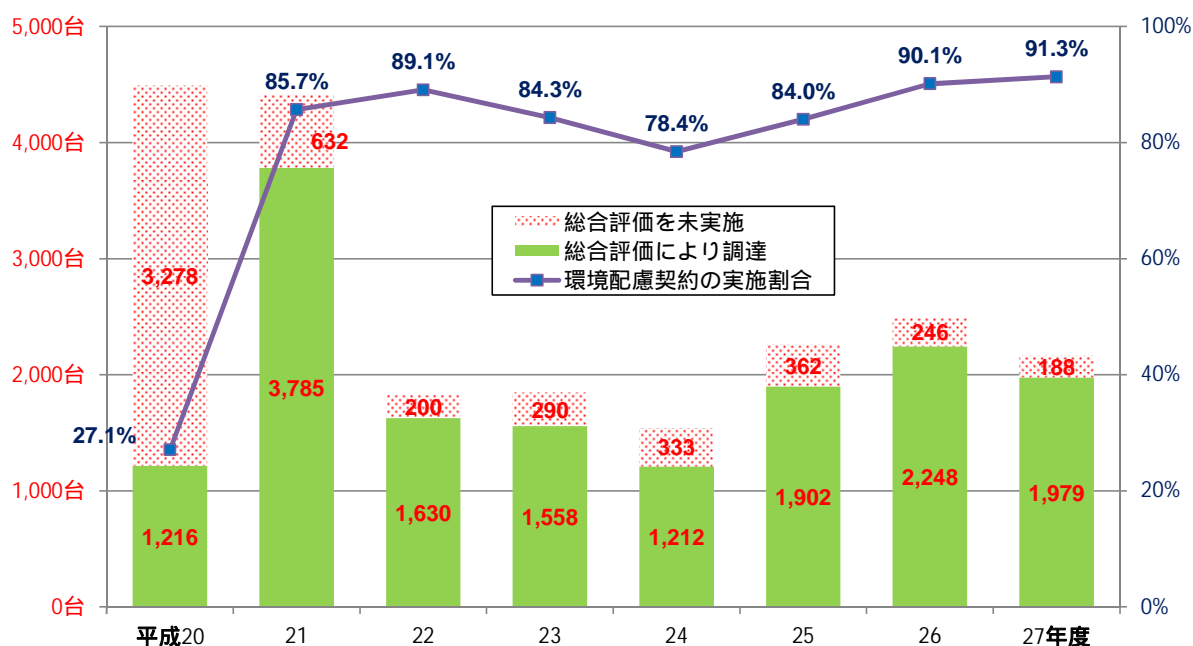


図2 環境配慮契約の実施状況の推移（自動車の購入）

自動車の賃貸借

平成 22 年度から 27 年度における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による賃貸借台数は、表 4 及び図 3 のとおりである。

平成 27 年度の自動車の賃貸借に係る契約における環境配慮契約は、特に国等の機関において 26 年度に比べ、実施割合・調達台数ともに大きく増加している。ま

実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

た、総合評価落札方式による調達台数は 614 台であり、平成 22 年度に自動車の賃貸借に係る契約が自動車の契約類型に対象として追加されてから、最も多い調達台数となっている。

表4 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成22	23	24	25	26	27年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台	278台	804台	870台	827台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台	191台	69台	354台	395台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%	68.7%	8.6%	40.7%	47.8%
独立行政法人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台	363台	347台	427台	402台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台	169台	120台	146台	219台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%	46.6%	34.6%	34.2%	54.5%
合計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台	641台	1,151台	1,297台	1,229台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台	360台	189台	500台	614台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%	56.2%	16.4%	38.6%	50.0%

注1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

注2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

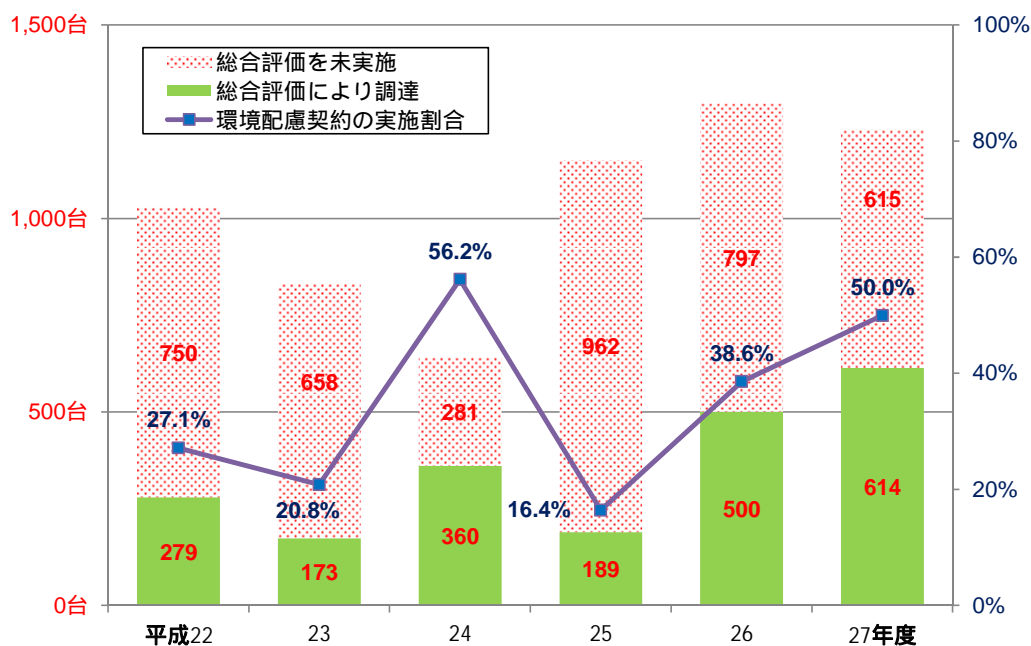


図3 環境配慮契約の実施状況の推移（自動車の賃貸借）

（2）環境配慮契約の未実施の理由

環境配慮契約の未実施の理由別の台数は調査していないが、主な理由として、以下のような事由があげられている。

- 仕様を満たす車種が1種類しか存在しないため
- 要求する仕様に合った車種が稀少であること及び予算状況を考慮した結果，総合評価方式を実施しなかった
- 競合車種は環境性能の差が少なく、仕様書においてもグリーン購入法への適合や燃費性能等について環境性能へ配慮した調達としたため

- 燃料電池自動車等の次世代自動車であることを要件としており、対象車種が限定されるため一般競争入札を実施

また、賃貸借については、購入に比べ環境配慮契約の実施割合が低くなっていることから、未実施の理由を調べたところ、以下のような事由があげられている。

- 用途や車種が限定又は特定されるため
- 賃貸借期間が3年未満と短期間であり、環境性能にも差がないため
- 燃料電池自動車等の次世代自動車であるため

上記の理由は、自動車の賃貸借において環境配慮契約を実施しない理由として許容できるものと考えられるが、一方で「最低価格落札方式で十分」「グリーン購入法の適合車種であるため環境配慮契約は実施していない」等の理由もあげられており、今後の環境配慮契約の促進に向けた普及啓発・情報提供が必要と考えられる。

3. 船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約は、平成22年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられた。国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施状況

国及び独立行政法人等における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数及び環境配慮型船舶プロポーザル方式の推移は、表5のとおりである。

表5 船舶の調達に係る契約の締結実績の推移（概略設計又は基本設計）

区分	内訳	平成22	23	24	25	26	27年度
国の機関	総数	2件	3件	1件	6件	4件	3件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロボは未実施)				2件	0件	1件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	0件	1件	0件	0件
独立行政法人等	総数	1件	2件	1件	4件	1件	9件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロボは未実施)				1件	0件	0件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	0件	1件	1件
合計	総数	3件	5件	2件	10件	5件	12件
	うちプロポーザル方式を実施 (環境配慮型船舶プロボは未実施)				3件	0件	1件
	環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施	0件	0件	1件	1件	1件	1件

平成22年度及び23年度における船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は合計で8件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。平成24年度以降は、24年度においては船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数2件中1件、平成25年度においては同発注件数10件中1件、平成26年度においては同発注件数5件中1件が、それぞれ環境配慮型船舶プロポーザル方式により調達されている。

平成 27 年度においては、船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 12 件あり、そのうち環境配慮型船舶プロポーザル方式により 1 件の調達が実施された。

なお、平成 25 年度実績調査から、プロポーザル方式による調達を実施したが、環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施していない件数についても調査をしており、平成 25 年度は 3 件、26 年度はなし、27 年度は 1 件であった。

小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達

国及び独立行政法人等における小型船舶(推進機関のみの調達を含む。以下同じ)の調達件数及び環境配慮契約の実施件数の推移は、表 6 及び図 4 のとおりである。

表6 船舶の調達に係る契約の締結実績の推移（小型船舶）

区分	内訳	平成22	23	24	25	26	27年度
国の機関	小型船舶の調達件数	101件	145件	25件	16件	26件	8件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				6件	6件	1件
	随意契約				1件	0件	1件
	環境配慮契約によるもの	7件	7件	19件	9件	20件	6件
独立行政法人等	小型船舶の調達件数	12件	15件	10件	7件	5件	9件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				4件	1件	6件
	随意契約				1件	3件	1件
	環境配慮契約によるもの	2件	2件	2件	2件	1件	2件
合計	小型船舶の調達件数	113件	160件	35件	23件	31件	17件
	環境配慮契約以外の入札によるもの				10件	7件	7件
	随意契約				2件	3件	2件
	環境配慮契約によるもの	9件	9件	21件	11件	21件	8件

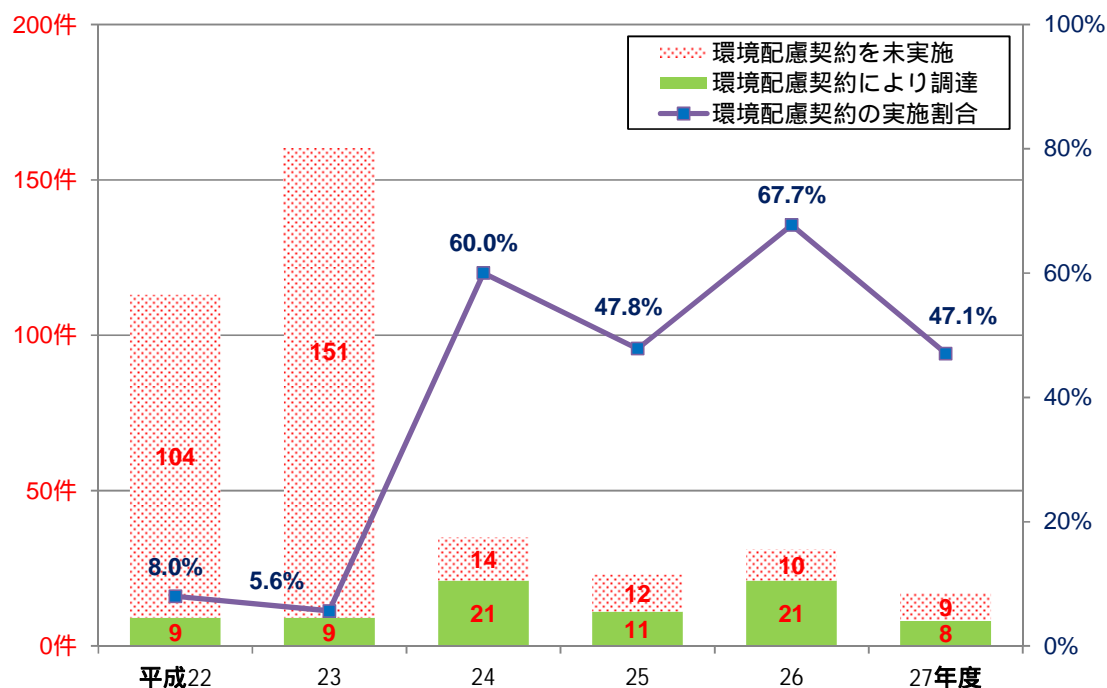


図4 環境配慮契約の実施状況の推移（小型船舶）

平成 22 年度は小型船舶の調達総件数 113 件のうち 9 件（8.0%）、23 年度は同件

数 160 件のうち 9 件 (5.6%)、24 年度は同件数 35 件のうち 21 件 (60.0%)、25 年度は同件数 23 件のうち 11 件 (47.8%)、26 年度は同件数 31 件のうち 21 件 (67.7%) が、それぞれ燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約による調達であった。

平成 27 年度においては、小型船舶の調達総件数 17 件のうち 8 件 (47.1%) が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であり、平成 24 年度以降、環境配慮契約の実施割合が大きく伸長してきたところであるが、調達件数は少ないものの、環境配慮契約の実施割合は 26 年度に比べ約 20 ポイント下降した。

(2) 環境配慮契約の未実施の理由

船舶の概略設計又は基本設計に関する発注に当たって環境配慮型船舶プロポーザル方式を実施しなかった理由を平成 22 年度から 27 年度までの 32 件についてみると、「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」が 17 件、「温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」が 8 件、その他が 7 件となっている。

また、小型船舶の調達において環境配慮契約を実施しなかった理由としては、以下のような事由があげられている。

- 船舶の用途上、推進機関の性能を重視する必要があったため
- 緊急事態発生時の救護用船舶のため

4 . 省エネルギー改修事業 (ESCO 事業) に係る契約

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業 (ESCO 事業及びフィージビリティ・スタディ) に係る契約締結実績の推移等については、表 7 のとおりである。

フィージビリティ・スタディの実施件数は、平成 20 年度には 20 件であったが、21 年度 3 件、22 年度 1 件と減少し、23 年度には 0 件となったが、24 年度には 9 件、25 年度には 3 件、26 年度には 3 件実施され、24 年度は 9 件中 6 件が、25 年度及び 26 年度はともに 3 件すべてが、27 年度は 2 件すべてが ESCO 事業の導入可能性有と判断された。

また、平成 20 年度以降の ESCO 事業の実施件数は、平成 20 年度 9 件、21 年度 3 件、22 年度 3 件、23 年度 1 件、24 年度 5 件、25 年度 7 件、26 年度及び 27 年度がともに 4 件と 8 年間で計 36 件であり、ESCO 事業の実施主体は、独立行政法人及び国立大学法人が 35 件となっている。

なお、平成 26 年度において、ESCO 事業の導入促進方策の一つとして、事例集⁸を

⁸ 特に、今後 ESCO 事業の導入が見込まれる独立行政法人等において事業実施に有効な情報の共有を図ることを目的として、ESCO 導入事例の具体的な発注手続や運用方法等の事例を収集し、「ESCO 導入事例集」を作成した。

とりまとめたところであり、今後の活用及び ESCO 事業の導入促進が期待される。

表7 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成20	21	22	23	24	25	26	27年度
国の機関	フィージビリティ・スタディの実施件数	14件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
独立行政法人等	フィージビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件	9件	3件	3件	2件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件	3件	2件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	3件	1件	5件	7件	4件	4件
合計	フィージビリティ・スタディの実施件数	20件	3件	1件	0件	9件	3件	3件	2件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件	6件	3件	3件	2件
	ESCO事業実施件数	9件	3件	3件	1件	5件	7件	4件	4件

発注手続を行ったが参加者なしのため不調となり契約に至っていない

5. 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等における建築物の設計に係る契約締結実績の推移、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組の推移

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表8及び図5のとおりである。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は、大規模改修工事を含めると、平成22年度215件、23年度279件、24年度360件、25年度397件と年々増加してきたが、26年度は152件、27年度は104件とそれぞれ前年度比では大きく減少している。また、平成22年度においては新築に係る設計業務196件中のうち124件(63.3%)、23年度においては220件のうち142件(64.5%)、24年度においては282件のうち135件(47.9%)が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

平成20年度から24年度においては、競争入札も含め建築物の設計業務全体を対象としているが、平成25年度実績からはプロポーザル方式を実施した建築物の設計業務を対象としており、25年度が224件のうち178件(79.5%)、26年度は104件のうち69件(66.3%)、27年度は前年度比でほぼ横ばいの102件のうち69件(67.6%)が環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

また、大規模改修工事における環境配慮契約の実施件数は、平成22年度91件、23年度137件、24年度225件、25年度219件、26年度83件、27年度35件となっている。

表8 建築物の設計に係る契約の締結実績の推移

区分	内訳	平成20	21	22	23	24	25	26	27年度
国の機関	建築物の建築に係る設計業務総数			66件	51件	84件	171件	87件	122件
	プロポーザル方式の実施件数						40件	42件	47件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	43件	55件	30件	23件	25件	26件	29件	27件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			45.5%	45.1%	29.8%	65.0%	69.0%	57.4%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			5件	5件	2件	0件	3件	1件
独立行政法人等	建築物の建築に係る設計業務総数			130件	169件	198件	262件	125件	113件
	プロポーザル方式の実施件数						184件	62件	55件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	233件	252件	94件	119件	110件	152件	40件	42件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			72.3%	70.4%	55.6%	82.6%	64.5%	76.4%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			86件	132件	223件	219件	80件	34件
合計	建築物の建築に係る設計業務総数			196件	220件	282件	433件	212件	235件
	プロポーザル方式の実施件数						224件	104件	102件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276件	307件	124件	142件	135件	178件	69件	69件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合			63.3%	64.5%	47.9%	79.5%	66.3%	67.6%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数			91件	137件	225件	219件	83件	35件

注：平成20年度から24年度は「建築の新築に係る設計業務」、平成25年度以降は「建築の建築（新築、増築等）に係る設計業務」

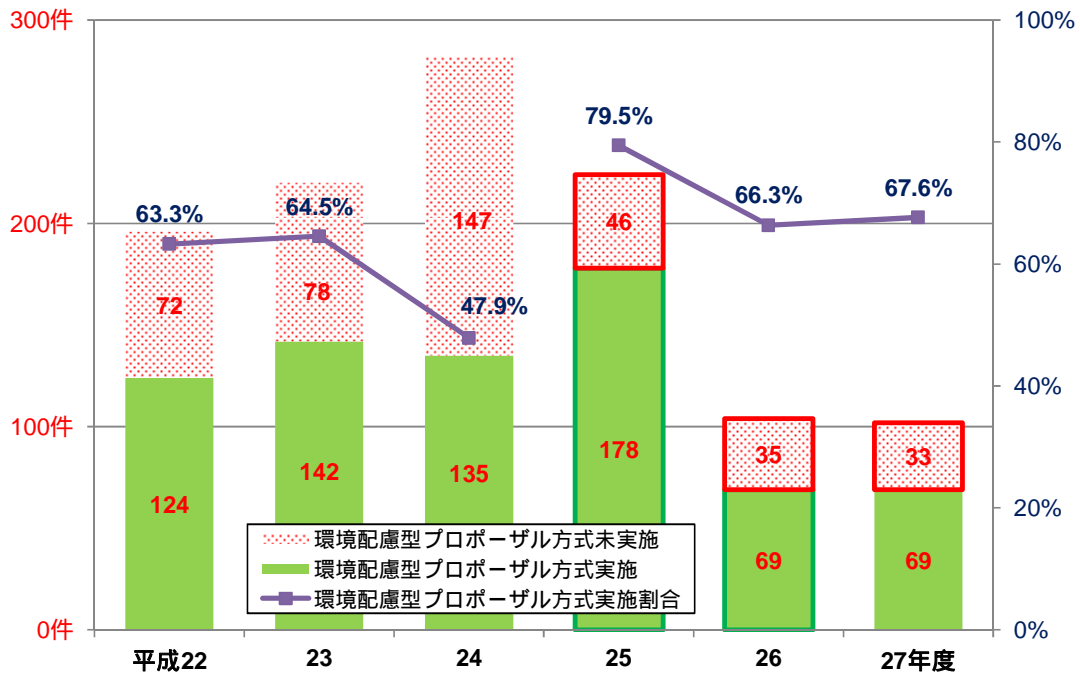


図5 環境配慮型プロポーザル方式の実施状況の推移

注：「未実施の件数」は、平成22年度から24年度においては総数から実施件数を差し引いて算出。平成25年度以降は「プロポーザル方式を実施したが、環境配慮型プロポーザル方式は未実施」の件数

(2) 環境配慮型プロポーザルの未実施の理由

平成22年度から27年度において環境配慮型プロポーザルを実施しない理由を示したものが、表9である。

表9 環境配慮型プロポーザルを実施しなかった理由

環境配慮型プロポーザル方式未実施の理由	平成22	23	24	25	26	27年度
ア) 極めて高度な特定の機能に対する要求性能が温室効果ガス等の排出削減に優先する事業	6	7	4	28	8	7
イ) 設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業	24	23	78	152	93	88
ウ) 宿舍等で一連の施設群に対し最初の設計を基に連続的に設計を行う事業	16	14	11	16	3	3
エ) 特段の事情により採択できない理由を事前に公表している事業	0	0	0	1	0	0
オ) その他	62	64	125	53	39	63
合 計	108	108	218	250	143	161

平成 27 年度においては、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」が 88 件で全体の 54.7%と過半数を占めている。次いで、「その他」が 63 件で全体の 39.1%となっている。「その他」としては、以下のような事由があげられている。

- 耐震改修工事に関する設計業務のため
- 温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業と判断されるため
- 比較的規模の小さい建築物の設計が多く、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の提案の余地が乏しいため

6. 産業廃棄物処理に係る契約

平成 25 年度より新たに追加された契約類型である産業廃棄物処理に係る契約の国及び独立行政法人等における締結実績、取組状況等については、以下のとおり。

(1) 契約締結実績及び取組状況

平成 27 年度における国及び独立行政法人等の産業廃棄物処理に係る契約締結実績は、表 10 のとおりである。また、平成 25 年度から 27 年度の契約実績の状況は、図 6 及び図 7 のとおりである。

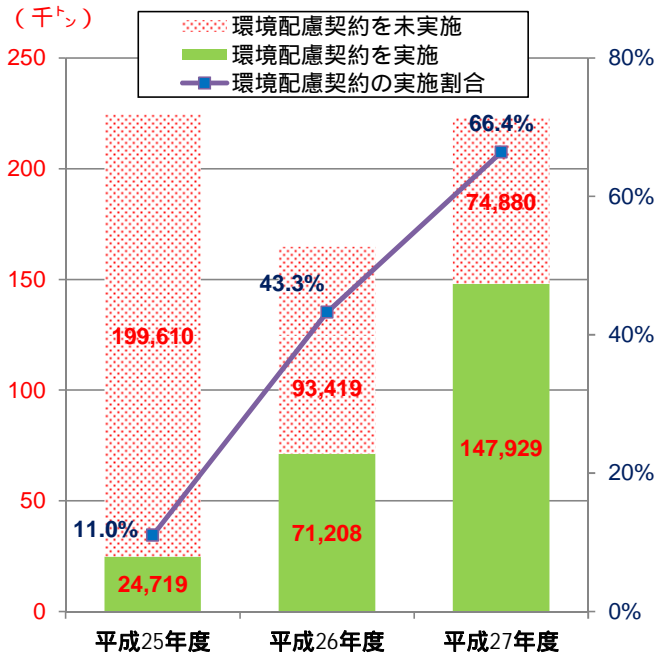
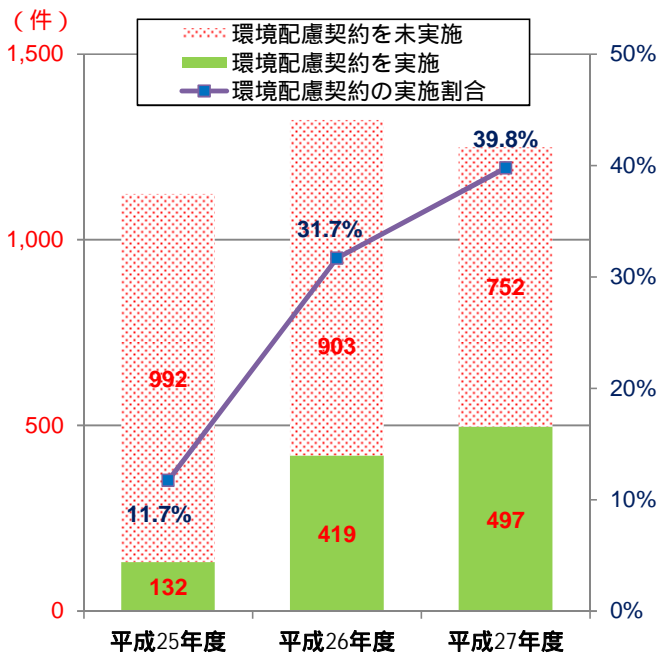


図6 環境配慮契約の実施状況（件数）

図7 環境配慮契約の実施状況（産業廃棄物量）

環境配慮契約（裾切り方式による入札）の実施状況をみると、契約件数では平成25年度の環境配慮契約の実施割合は11.7%であったが、26年度には31.7%、27年度には39.8%と順調に伸長した。

また、産業廃棄物量全体についてみると、環境配慮契約の割合は、平成25年度の11.0%から26年度には43.3%、27年度には66.4%へと処理量では6倍超の大幅な伸びとなった。

（2）環境配慮契約未実施の理由

環境配慮契約未実施の理由としては、以下のような事由があげられている。

- 契約の締結が急を要するものであったため
- 裾切り方式による入札を行うための体制が未整備であったため
- 裾切り方式による入札を行うための準備が不十分であったため
- 業者への周知が間に合わなかったため
- 一定の競争性を確保するのが難しくなるため
- 周辺地域の業者数が限定され裾切り方式では契約ができないため
- 環境配慮契約に対応した事業者が近隣にないため
- 応札可能業者が少数であり、十分な競争性を確保できないため
- 競争性の確保が困難であるため、中小企業の受注機会の確保
- PCB 廃棄物の処理のため受託業者が特定されているため
- RI 廃棄物の集荷のため受託業者が特定されているため

表10 平成27年度における産業廃棄物処理に係る契約締結実績（契約件数・産業廃棄物量）

			総数（合計） 入札（裾切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（裾切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（裾切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	102	19	58	25	18.6%
		処分業	120	28	41	51	23.3%
		収集運搬 + 処分業	518	180	282	56	34.7%
		総数	740	227	381	132	30.7%
	独立行政法人等	収集運搬	86	52	23	11	60.5%
		処分業	101	52	18	31	51.5%
		収集運搬 + 処分業	322	166	97	59	51.6%
		総数	509	270	138	101	53.0%
	合計	収集運搬	188	71	81	36	37.8%
		処分業	221	80	59	82	36.2%
		収集運搬 + 処分業	840	346	379	115	41.2%
		総数	1,249	497	519	233	39.8%
産業廃棄物量（予定を含む） （トン）	国の機関	収集運搬	7,388	2,397	3,949	1,042	32.4%
		処分業	6,805	2,012	2,959	1,834	29.6%
		収集運搬 + 処分業	27,062	10,002	16,241	819	37.0%
		総数	41,255	14,411	23,149	3,695	34.9%
	独立行政法人等	収集運搬	78,523	75,226	2,286	1,012	95.8%
		処分業	23,901	20,813	2,723	365	87.1%
		収集運搬 + 処分業	79,130	37,479	35,494	6,156	47.4%
		総数	181,555	133,518	40,503	7,533	73.5%
	合計	収集運搬	85,912	77,623	6,235	2,053	90.4%
		処分業	30,706	22,825	5,682	2,199	74.3%
		収集運搬 + 処分業	106,192	47,481	51,735	6,976	44.7%
		総数	222,809	147,929	63,652	11,228	66.4%

注：産業廃棄物量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

（3）施設用途別の契約締結実績

平成27年度における施設用途別の契約締結実績は、表11～表14のとおりであり、施設用途としては、庁舎、試験研究施設、病院及び大学をとりあげた。これら4用途で、産業廃棄物の処理に係る契約件数の74.1%、処理量の83.1%を占めている。

環境配慮契約の実施割合は、契約件数では庁舎が26.4%、試験研究施設が50.7%、病院が56.3%、大学が60.3%、また、処理量では庁舎が34.3%、試験研究施設が6.7%、病院が62.2%、大学が95.0%となっており、病院及び大学においては環境配慮契約が高い割合で実施されており、特に処理量の割合では大学が極めて高い。一方、試験研究施設においては処理量の割合が低く、庁舎においては契約件数、処理量ともに低い状況となっている。なお、庁舎においては、裾切り方式ではない一般競争入札による契約が多いことから、今後、裾切り方式への変更促進方策の検討が必要と考えられる。

表11 平成27年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（庁舎）

庁舎			総数（合計） 入札（裾切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（裾切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（裾切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	52	9	25	18	17.3%
		処分業	69	11	17	41	15.9%
		収集運搬 + 処分業	327	99	186	42	30.3%
		総数	448	119	228	101	26.6%
	独立行政法人等	収集運搬	2	0	1	1	0.0%
		処分業	5	0	1	4	0.0%
		収集運搬 + 処分業	11	4	2	5	36.4%
		総数	18	4	4	10	22.2%
	合計	収集運搬	54	9	26	19	16.7%
		処分業	74	11	18	45	14.9%
		収集運搬 + 処分業	338	103	188	47	30.5%
		総数	466	123	232	111	26.4%
（予定を含む） 産業廃棄物数量 （t）	国の機関	収集運搬	4,158	1,971	1,516	671	47.4%
		処分業	3,999	1,373	809	1,817	34.3%
		収集運搬 + 処分業	15,378	4,147	10,742	490	27.0%
		総数	23,535	7,491	13,067	2,978	31.8%
	独立行政法人等	収集運搬	6	0	3	2	0.0%
		処分業	7	0	3	3	0.0%
		収集運搬 + 処分業	1,336	1,054	227	55	78.9%
		総数	1,349	1,054	234	61	78.2%
	合計	収集運搬	4,164	1,971	1,520	673	47.3%
		処分業	4,005	1,373	812	1,820	34.3%
		収集運搬 + 処分業	16,715	5,201	10,969	545	31.1%
		総数	24,884	8,545	13,301	3,038	34.3%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

表12 平成27年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（試験研究施設）

試験研究施設			総数（合計） 入札（裾切り方式）によらない場合を含む (a)	入札（裾切り方式）を実施した件数 (b)	競争入札（裾切り方式は未実施）を実施した件数 (c)	随意契約を実施した件数 (d)	環境配慮契約の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	---
		処分業	1	0	0	1	0.0%
		収集運搬 + 処分業	14	8	6	0	57.1%
		総数	15	8	6	1	53.3%
	独立行政法人等	収集運搬	2	0	1	1	0.0%
		処分業	2	0	0	2	0.0%
		収集運搬 + 処分業	56	30	13	12	53.6%
		総数	60	30	14	15	50.0%
	合計	収集運搬	2	0	1	1	0.0%
		処分業	3	0	0	3	0.0%
		収集運搬 + 処分業	70	38	19	12	54.3%
		総数	75	38	20	16	50.7%
（予定を含む） 産業廃棄物数量 （t）	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	---
		処分業	5	0	0	5	0.0%
		収集運搬 + 処分業	337	148	189	0	43.9%
		総数	342	148	189	5	43.3%
	独立行政法人等	収集運搬	189	0	14	175	0.0%
		処分業	0	0	0	0	0.0%
		収集運搬 + 処分業	20,020	1,229	18,645	125	6.1%
		総数	20,209	1,229	18,659	300	6.1%
	合計	収集運搬	189	0	14	175	0.0%
		処分業	5	0	0	5	0.0%
		収集運搬 + 処分業	20,357	1,377	18,834	125	6.8%
		総数	20,551	1,377	18,848	305	6.7%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

表13 平成27年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（病院）

病院			総数（合計） 入札（裾切り 方式）によら ない場合を含む (a)	入札（裾切り 方式）を実施 した件数 (b)	競争入札（裾 切り方式は未 実施）を実施 した件数 (c)	随意契約を実 施した件数 (d)	環境配慮契約 の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	14	6	7	1	42.9%
		処分業	13	5	7	1	38.5%
		収集運搬 + 処分業	23	6	16	1	26.1%
		総数	50	17	30	3	34.0%
	独立行政法人 等	収集運搬	65	44	16	5	67.7%
		処分業	61	44	12	5	72.1%
		収集運搬 + 処分業	149	78	54	17	52.3%
		総数	275	166	82	27	60.4%
	合計	収集運搬	79	50	23	6	63.3%
		処分業	74	49	19	6	66.2%
		収集運搬 + 処分業	172	84	70	18	48.8%
		総数	325	183	112	30	56.3%
（予定を含む） 産業廃棄物数量 （t）	国の機関	収集運搬	894	402	492	1	44.9%
		処分業	831	338	492	1	40.7%
		収集運搬 + 処分業	582	63	519	0	10.9%
		総数	2,307	803	1,502	2	34.8%
	独立行政法人 等	収集運搬	18,286	15,443	2,022	820	84.5%
		処分業	16,268	13,547	2,497	224	83.3%
		収集運搬 + 処分業	35,000	14,888	10,837	9,275	42.5%
		総数	69,554	43,878	15,356	10,320	63.1%
	合計	収集運搬	19,180	15,845	2,514	821	82.6%
		処分業	17,099	13,884	2,989	225	81.2%
		収集運搬 + 処分業	35,582	14,952	11,355	9,275	42.0%
		総数	71,861	44,681	16,858	10,321	62.2%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

表14 平成27年度における施設用途別の産業廃棄物処理に係る契約締結実績（大学）

大学			総数（合計） 入札（裾切り 方式）によら ない場合を含む (a)	入札（裾切り 方式）を実施 した件数 (b)	競争入札（裾 切り方式は未 実施）を実施 した件数 (c)	随意契約を実 施した件数 (d)	環境配慮契約 の割合 (b) / (a)
件数（件）	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	---
		処分業	0	0	0	0	---
		収集運搬 + 処分業	4	4	0	0	100.0%
		総数	4	4	0	0	100.0%
	独立行政法人 等	収集運搬	6	3	3	0	50.0%
		処分業	11	3	3	5	27.3%
		収集運搬 + 処分業	37	25	11	1	67.6%
		総数	54	31	17	6	57.4%
	合計	収集運搬	6	3	3	0	50.0%
		処分業	11	3	3	5	27.3%
		収集運搬 + 処分業	41	29	11	1	70.7%
		総数	58	35	17	6	60.3%
（予定を含む） 産業廃棄物数量 （t）	国の機関	収集運搬	0	0	0	0	---
		処分業	0	0	0	0	---
		収集運搬 + 処分業	414	414	0	0	100.0%
		総数	414	414	0	0	100.0%
	独立行政法人 等	収集運搬	57,345	57,103	242	0	99.6%
		処分業	4,890	4,567	218	105	93.4%
		収集運搬 + 処分業	18,992	15,454	3,403	135	81.4%
		総数	81,227	77,124	3,863	240	94.9%
	合計	収集運搬	57,345	57,103	242	0	99.6%
		処分業	4,890	4,567	218	105	93.4%
		収集運搬 + 処分業	19,406	15,868	3,403	135	81.8%
		総数	81,641	77,538	3,863	240	95.0%

注：産業廃棄物数量については端数処理の関係で必ずしも合計と一致しない場合がある

(4) 入札参加事業者数

平成 27 年度における産業廃棄物の処理に係る契約において入札を実施した場合の環境配慮契約の実施（497 件） / 未実施（519 件）による入札参加事業者数は、図 8 及び図 9 のとおりである。

1 者入札となった割合は、裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合が 26.6%（平成 26 年度 26.3%）、環境配慮契約を実施しなかった場合が 22.2%（同 23.1%）であり、環境配慮契約を実施した場合がやや少ないことを含め、平成 26 年度と大きな差異はない。他方、環境配慮契約を実施した場合の入札参加事業者は平均 2.35 者（平成 26 年度 2.12 者）であるのに対し、環境配慮契約を実施しなかった場合の入札参加事業者は平均 2.48 者（同 2.54 者）となっている。

平成 26 年度の産業廃棄物の処理に係る契約においては、環境配慮契約を実施した場合の平均入札参加者数が、環境配慮契約を実施しなかった場合に比べ、明らかに少なくなっていたが、平成 27 年度はその差が縮小している。現段階においては、裾切り方式の採用による入札資格付与の効果等については確認できる状況にはないが、引き続き入札参加者の動向に関する情報収集が必要と考えられる。

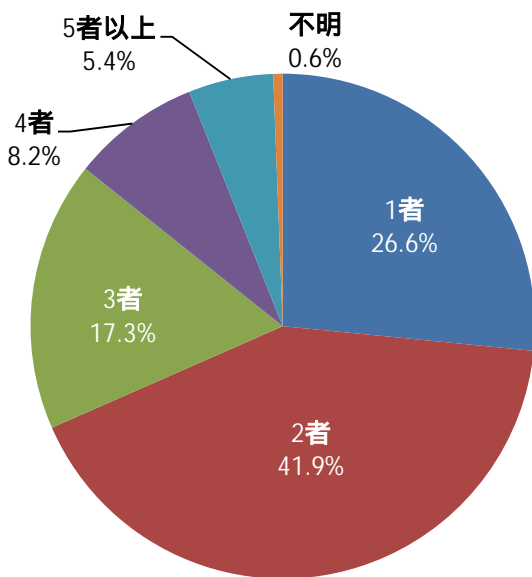


図8 環境配慮契約実施の場合の参加者数

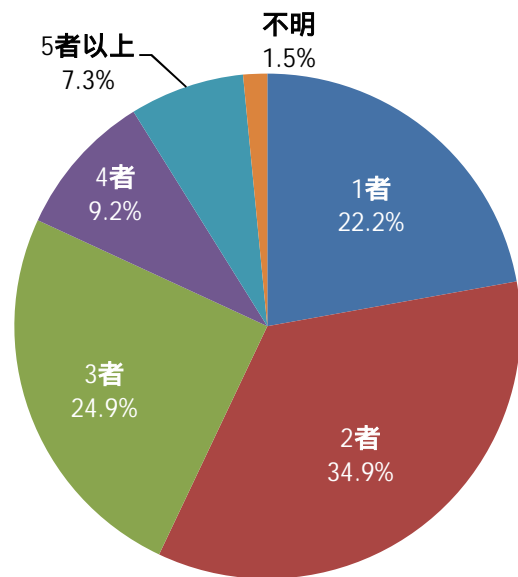


図9 環境配慮契約未実施の場合の参加者数

(5) 契約形態（継続又は単発）

平成 27 年度における産業廃棄物の処理に係る契約において環境配慮契約の実施（497 件） / 未実施（752 件）⁹による継続案件（定期的又は継続的に発生する案件） / 単発案件の別による契約形態は、図 10 のとおりである。

裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合の継続案件の割合が 88.1%と大宗を

⁹ 競争入札（裾切り方式は未実施）又は随意契約の合計。

占めているのに対し、環境配慮契約を実施しなかった場合の継続案件の割合は70.2%であり、環境配慮契約は継続案件の場合において多くなっている。単発案件（スポット案件）については、環境配慮契約を未実施の場合も約3割を占めている。

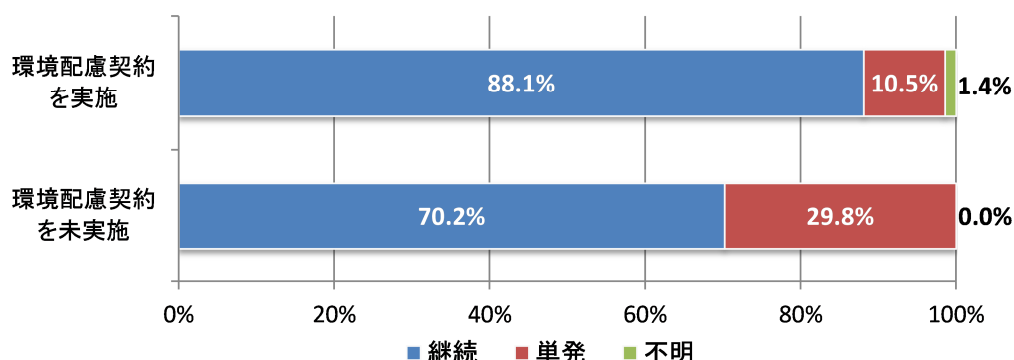


図10 環境配慮契約実施又は未実施別の契約形態（継続・単発）

（6）優良産廃処理業者¹⁰認定

平成27年度における産業廃棄物の処理に係る契約において入札を実施した場合の入札参加事業者のうち、優良産廃処理業者の認定を受けている事業者について、環境配慮契約の実施（入札参加：延べ1,162者）／未実施（入札参加：延べ1,269者）による入札参加事業者数は、図11のとおりである。

裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合は、入札参加者延べ1,162者のうち674者（58.0%）が優良産廃処理業者であり、環境配慮契約を未実施の場合は、入札参加者延べ1,269者のうち389者（30.7%）が優良産廃処理業者であった。このように、裾切り方式による環境配慮契約の実施は、優良産廃処理業者の入札への参入を促進している要因の一つとなっているものと推察される。

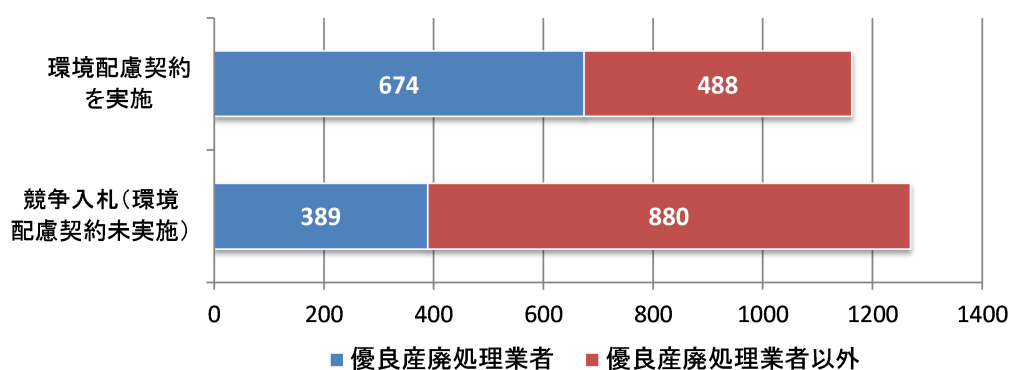


図11 環境配慮契約実施又は未実施別の優良産廃処理業者数

（7）環境マネジメントシステム認証

平成27年度における産業廃棄物の処理に係る契約において環境配慮契約の実施

¹⁰ 環境配慮契約法基本方針解説資料において標準的な裾切り基準として示している配点例の場合は、優良産廃処理業者であれば入札参加資格を得ることができる。なお、裾切りによる環境配慮契約を実施した497件のうち383件が標準的な裾切り基準の項目及び配点で実施している。

(497 件) / 未実施 (752 件) による環境マネジメントシステム (ISO14001、エコアクション 21 等) の認証取得事業者の入札参加 / 入札不参加の状況は、図 12 のとおりである。

裾切り方式による環境配慮契約を実施した場合の環境マネジメントシステム認証取得事業者が少なくとも 1 者参加している割合は 72.0% となっているのに対し、環境配慮契約を実施しなかった場合の環境マネジメントシステム認証取得事業者が入札に参加していない割合は 63.6% である。環境配慮契約の実施は、環境マネジメントシステム認証取得事業者についても、入札への参入に当たって、促進要因となっているものと推察される。

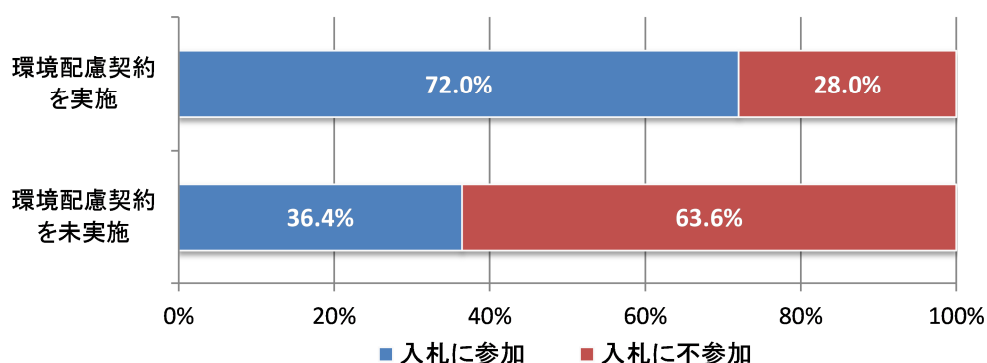


図12 環境配慮契約実施又は未実施別のEMS認証取得事業者の参入状況